

ねんりんピック彩の国さいたま 2026 幸手市売店設置要項

1 趣旨

この要項は、「ねんりんピック彩の国さいたま 2026 囲碁交流大会」（以下「大会」という。）において、ねんりんピック彩の国さいたま 2026 幸手市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が設置する売店の設置運営等について、必要な事項を定めるものとする。

2 設置場所及び期間

売店は、原則として交流大会会場に設置するものとし、設置期間は、交流大会が開催される期間とし、開設日時等の詳細は別に定めるものとする。
ただし、市実行委員会は必要に応じてこれらを変更できるものとする。

3 出店数、出店位置及び規模

出店数、出店位置及び規模は、市実行委員会が交流大会会場の状況等を勘案して決定する。

4 取扱品目

売店における取扱品目は、次に掲げるものとする。

- (1) 食料品（現地加熱調理をしないもの）
- (2) 雑貨等
- (3) 宅配便
- (4) その他市実行委員会が必要または適当と認めるもの。

5 出店者条件

売店の出店者は、次の条件をいずれも満たす者とする。

- (1) 原則として、交流大会開催期間中、継続して出店できること。
- (2) 市実行委員会が行う出店者事前説明会に参加すること。
- (3) 市内に住所を有する市民、市内に事務所を置く団体、その他市実行委員会が特に認めたもの。
- (4) 法令等により許可または登録を必要とする営業については、当該許可または登録を受けていること。
- (5) 営業店舗が、出店申請の日からさかのぼって過去1年間法令等に違反して処分を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号及び幸手市暴力団排除条例第2条2号に規定する暴力団

(以下「暴力団員」という。)または同法第2条2号及び同条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団員等」という。)でないこと。また、販売員として暴力団員等を使用し、または雇用していないこと。

6 経費の負担

売店の出店料は無料とする。ただし、運営に要する経費および市実行委員会が設置する設備以外で必要となるものにかかる経費は、出店者負担とする。

7 出店者の募集

出店者の募集に関する事項は、競技主管団体と調整のうえ、市実行委員会が決定するものとする。

8 出店申請

出店希望者は、市実行委員会が定める期日までに、売店出店申請書(様式第1号)に関係書類(様式第2号から様式第4号まで)を添付し市実行委員会に提出するものとする。

9 出店者の選定及び許可証の交付

市実行委員会は、売店の設置目的、来場者のニーズ、郷土品のPR等を考慮し、本要項に基づいて出店者の選定を行うものとする。

ただし、出店申請者数が、会場の売店設置数を超えたときは、郷土品のPRおよび障害者支援施設の出店又は競技主管団体の推薦者を優先し、これによりがたい場合は、抽選により選定するものとする。

なお、市実行委員会は出店者事前説明会を行い、その説明会において売店出店許可証(様式第5号)を交付する。

10 売店の監督

市実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、現場を巡回して売店の設置運営等に関する事項を監督するものとする。

11 売店責任者

- (1) 出店者は、当該販売員等の中から売店責任者を定め、売店設置期間中常駐させるものとする。
- (2) 売店責任者の変更があったときは、直ちに市実行委員会に報告しなければならない。

- (3) 売店責任者は、市実行委員会の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、保管及び販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、販売員等の指導に努めなければならない。

1.2 禁止事項

出店者及びその販売員等は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡もしくは転貸し、または管理運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 許可された品目以外のものを販売すること。
- (5) 土産品の紹介としてアルコール飲料の試飲を行うこと。
- (6) 拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (7) 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第5条の2で規定する「対象火気器具等」を使用すること。ただし、業務用消火器の設置が可能で、かつ、市実行委員会が特に認める場合を除く。
- (8) その他、大会運営に支障をきたすおそれのある行為。

1.3 遵守事項

出店者及びその販売員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市実行委員会から交付された売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者が実施すること。また、発生したごみは出店者が確実に搬出し、常に環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の規定に従い、適正な表示を行うこと。また、販売価格を表示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、市実行委員会から交付された通行許可証を指定された位置に掲示すること。
なお、原則として、使用車両は1売店につき1台とする。
- (6) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、市実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (7) 販売員等の服装は、清潔な衣服を着用し、市実行委員会が別途交付するIDカードを着用すること。

- (8) 接客にあたっては、おもてなしの心で親切・丁寧を心がけること。
- (9) 試食を提供する売店にあつては、食品衛生関係法令上の規定を遵守するとともに、幸手保健所の指導に従うこと。
- (10) 天候の悪化等の事情により、安全確保のため、市実行委員会がやむを得ず売店の閉鎖等の指示を出した場合は、その指示に従うこと。
- (11) 販売員の変更、追加及び削除があつた場合は、直ちに市実行委員会に報告すること。
なお、変更、追加の報告の際には、当該販売員の本人確認書類を提示すること。
- (12) その他、施設管理者及び実行委員会の指示に従うこと。

1 4 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任で行うものとし、火災・盗難その他不可抗力による損害に対しても、市実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

1 5 事故等の発生時の対応

売店において、事件または事故が発生したとき、売店責任者は、速やかに初期対応にあたるとともに、直ちに市実行委員会が会場に設置する交流大会本部（以下「本部」という。）に報告するとともに、その指示に従うものとする。

1 6 不審物等の発見時の対応

売店及びその周囲において、不審者若しくは不審物を発見したときは、売店責任者は、直ちに本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

1 7 許可の取消し

市実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取消すことができるものとする。なお、この場合において、出店者は市実行委員会に対して損害賠償を請求することはできないものとする。

- (1) この要項及び関係法令に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請または不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市実行委員会が売店の運営管理において不相当と認めたとき。

1 8 損害賠償

出店者（販売員を含む）は、会場内の施設または第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

1 9 原状回復

- (1) 出店者は期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状に復さなければならない。
- (2) 出店者が原状回復を怠ったときは、市実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、原状回復に要した実費を当該出店者に請求することができる。

2 0 個人情報の取り扱い

売店販売員等の個人情報は、市実行委員会が売店設置運営のためにのみ使用するものとし、その他の目的には使用しない。

2 1 その他

この要項に定めるもののほか、売店の設置運営の実施に必要な事項は、別に定める。